

京都府事務用封筒広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、府が発行する事務用封筒に掲載する広告（以下「事務用封筒広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 事務用封筒広告は、要綱第4条及び京都府広告取扱基準（以下「取扱基準」という。）第3に定めるもののほか、事務用封筒広告として適当でないとして府が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、府が別に定める。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を原則として府が指定する日までに、府が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、府が別に定める。

(広告主の募集条件)

第5条 広告主は、要綱及び取扱基準に適合する者であって京都府内に本店又は営業所等を有する者とする。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、府が別に定める日までに、京都府事務用封筒広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を府に提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第7条 広告主は、府が別に定める日までに、府に広告の原稿を提出しなければならない。

2 事務用封筒広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称及び連絡先

(2) 上部に太ゴシック12ポイントサイズの文字で「広告」の表示

(広告内容等の変更及び修正)

第8条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、府がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告を変更及び修正しようとするときは、府にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第9条 府は、広告掲載希望者から第6条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められる者のうち、広告掲載申込書に記載した申込価格が最も高い者から順に予定の広告枠に達するまでの者を広告主として選定する。

2 前項による最後の順位 of 広告掲載希望者が予定の広告枠数を超え、複数ある場合は、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定は、総務部入札課において行う。

(広告主への通知)

第10条 府は、広告主を決定したときは、その旨を京都府事務用封筒広告掲載（不掲載）通知書（別記第2号様式）により広告主に通知する。

(契約の締結)

第11条 府は、第9条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告及び掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載された広告に起因して府又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。

3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴い発生する費用は広告主が負う。

(協議)

第13条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、府と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事務用封筒広告の取扱いに関して必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月6日から施行する。